

第4章



環境への負荷の少ない 循環型社会の推進

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

第1節 3Rの推進に向けた意識の醸成【環境政策課】

1 3Rの推進に向けた意識の醸成

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、「もったいない」を根底にした物を大切に、豊かな自然をいつくしむ県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築するよう県民、事業者、行政等が連携した推進が必要です。

(1) 循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等の目標の設定と実績

第2期しまね循環型社会推進計画（平成23年度～平成27年度）での実績は、表4-1-1のとおりです。なお、平成28年度からは第3期しまね循環型社会推進計画（平成28年度～平成32年度）により施策を進めており、この計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」にもなっています。

① 一般廃棄物の動向

排出量は、平成20年度から増減はあるものの、目標を達成していません。

最終処分量は、平成23年度以降は目標値を達成しています。

再生利用率は、平成23年度に目標達成後は減少に転じ、平成27年度は目標を下回っています。

② 産業廃棄物の動向

産業廃棄物の排出量は、一般的には景気の動向などに大きく左右される傾向にありますが、島根県では好不況にかかわらず、変動を繰り返しながら推移しています。島根県内での特徴として、排出量全体の約65%をがれき類、汚泥、ばいじんの3種類が占めているため、排出量の増減は公共事業及び石炭火力発電所からの排出量に大きく影響される傾向にあります。平成27年度は、がれき類、木くずの排出量の減少、石炭火力発電所の稼働日数の減少、製鋼工場の油処理施設の廃止等により、排出量が減少し、目標を達成しました。

最終処分量は、平成22年度をピークに、その後は、石炭灰のセメント資材利用などの需要増による再資源化が進んだこと等により減少傾向にあります。平成26年度は石炭火力発電所が高水準で稼働し、ばいじん等の埋立が増加しましたが、平成27年度は平年並みの稼働となり、埋立処分量も減少し、目標を達成しました。

再生利用率（農業を除く）は、平成24年度に目標を達成しましたが、その後減少に転じ、平成27年度は目標を下回っています。

表4-1-1 第2期しまね循環型社会推進計画の目標設定と実績

単位：千t、%

指 標		目標 H27年度	実績 H23年度	実績 H24年度	実績 H25年度	実績 H26年度	実績 H27年度
一般廃棄物	排出量	229	248	246	248	248	245
	最終処分量	30	23	22	23	21	21
	再生利用率	26	26.2	25.4	25.1	24.1	23.3
産業廃棄物	排出量	1,628	1,756	1,747	1,687	1,828	1,356
	最終処分量	395	430	276	260	429	277
	再生利用率（農業を除く）	61	59.3	62.6	56.4	51.9	53.9
	再生利用率（農業（家畜ふん尿））	100	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0
	再生利用率（農業（廃プラ））	80	47	51	48	38	48

(2) レジ袋削減に向けた事業者の取組の加速と県民への周知

① マイバック利用推進啓発の実施

ごみの発生を減らすために、誰にでもできる身近な取り組みとして「レジ袋削減」に消費者、事業者及び行政が一体となって取り組んでいます。平成21年度から取り組みを実施しており、無料配布中止市町村の支援を行いました。

「レジ袋削減」に取り組む市町は、8市1町です。

島根県と包括業務提携協定を締結しているイオン株式会社、株式会社ローソン及び、株式会社ファミリーマートの各店舗においても県民へのレジ袋削減の周知に協力いただきました。

② 県民への意識啓発

県民へ直接ごみ減量化等3Rの意識啓発を行うため、NPO等と連携して県内で開催されるイベントにブースを出展し、パネル展示や体験コーナーを通じてごみ問題への関心を高める取組を実施しました。

・ブース出展イベント（開催日順）

やすぎ環境フェア、グラントワ記念感謝祭きんさいデー（益田市）、浜田市健康福祉フェスティバル、出雲産業フェア2016、きん祭みん祭農業文化祭（吉賀町）、2016松江市環境フェスティバル、2016ごうつ秋まつり（江津市）、エコフェスタinおき（隠岐の島町）

(3) 「リユース食器」の普及

レジ袋削減に次ぐ新たな3Rの取組としてReduce（リデュース）、Reuse（リユース）の推進強化のために、イベントにおける「リユース食器」の使用拡大に取り組みました。

① 2016まつえ水郷祭共催イベント「しらかた広場夏祭り」の出店業者の一部の商品に「リユース食器」を使用するモデル事業を昨年度に引き続き実施しました。また、学校行事（情報科学高等学校体育祭）へのリユース食器導入を支援しました。

・しらかた広場夏祭り取組成果

リユース食器使用点数 3,100点、ゴミの削減量 約29kg、
CO₂削減量192kg（杉の木14本の年間吸収量）

② イベントごみ削減講座を3月に松江市で開催し、松江水郷祭や京都祇園祭での取り組み事例を通じて、今後の県内イベントでのリユース食器使用について考えました。

③ ガイドブック「イベントにリユース食器を！」や、キャッチコピー「リユースで、未来へ引き継ぐみんなの笑顔」の入ったチラシ等を使い、県内イベントでのリユース食器普及に向けて広報を行いました。

(4) 環境関連産業の発展に向けた支援の充実

「しまね循環型社会」の構築にあたっては、リサイクル製品の事業化や基礎研究などを行いました。

① リサイクル製品の事業化（研究開発、販路拡大）

ア 研究開発支援【産業振興課】

産業廃棄物の発生抑制・減量化・再利用・再生利用に関する研究開発を促進するため県内の排出事業者が行う研究開発や企業の製品開発を支援しました。

資源循環型技術開発補助事業	2件
・「熨斗瓦」焼成時変形の改善による歩留り向上	
・フライアッシュ（FA）改質装置の開発	
資源循環型技術基礎研究実施事業	6件
・再生油製造における廃棄物削減	
・廃棄物利用ジオポリマーによる路盤材の製造	
・フライアッシュの利活用に関する研究（石炭灰の利活用について）	
・フライアッシュの利活用に関する研究（バイオマス由来FAの利活用について）	
・メッキスラッジの有効活用	
・食品系残渣の有効活用	

イ しまねグリーン製品の認定・普及啓発

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品として認定しました。

- ・認定製品数 37社117製品

② バイオマス資源の利活用の促進【農林水産総務課】

ア バイオマスの利活用を推進しました。

- ・木質バイオマス発電所の本格運転開始（平成27年度）
松江バイオマス発電株式会社（松江市）、合同会社しまね森林発電（江津市）
- ・林地残材による燃料チップの生産・出荷体制強化のための取組支援
島根県素材流通協同組合外
- ・林地残材バイオマス石炭混焼発電を平成25年度より実施（継続）
中国電力株式会社三隅発電所（浜田市）
- ・温浴施設等への木質バイオマスボイラー導入状況
雲南市：4施設、奥出雲町：2施設、出雲市：1施設、大田市：2施設、川本町：1施設、美郷町：1施設、浜田市：1施設、江津市：1施設、益田市：2施設、津和野町：1施設、吉賀町：2施設、隠岐の島町：1施設 <合計：19施設>
- ・バイオマス産業都市の指定
奥出雲町（平成25年度指定）、隠岐の島町（平成26年度指定）、飯南町（平成27年度指定）

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う今日の経済社会システムは、物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を高めており、循環型社会の形成に向けて、生産、流通、消費のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再利用、再資源化に努めることが必要です。

県では、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画」を策定し、その後の改定を経て、現在は、平成28年3月に策定した「第3期しまね循環型社会推進計画」により、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の発生抑制や再利用等の取り組みを進めています。

また、再利用、再資源化の困難な廃棄物については、適正処理を推進するとともに、環境への配慮を十分行いながら安全で信頼のある適正な処理施設の確保を図る必要があります。

1 一般廃棄物対策【廃棄物対策課】

住民の生活系から排出されるし尿・ごみ等の処理は、市町村で実施されており、この事業に欠かせない処理施設は計画的に整備されています。

(1) し尿処理

平成27年度末における、し尿処理施設の整備状況は、表4-2-1のとおりです。

表4-2-1 し尿処理施設整備状況（平成27年度末現在）

設置主体	処理能力kl/日	備 考
松江市	70	松江市宍道町分を除く。
安来市	36	
出雲市	193	
雲南広域連合	90	松江市宍道町分を含む。
大田市	73	
江津市	40	江津市桜江町分を除く。
邑智郡総合事務組合	43	江津市桜江町分を含む。
浜田市	125	
益田市	108	
鹿足郡事務組合	27	
隠岐の島町	27	
西ノ島町	10	
合 計	842	12施設

(2) コミュニティ・プラント及び浄化槽

コミュニティ・プラントは、地域全体のし尿と生活排水を併せて処理する施設ですが、現在、表4-2-2に示す住宅団地に設置されています。

浄化槽は、各家庭等のし尿や生活排水を処理する施設で、その状況は、図4-2-1及び表4-2-3に示すとおりです。浄化槽は、水質汚濁防止の面から適正な維持管理が求められ、保守点検・清掃・定期検査について理解を深めるよう、取組を進めています。

表4-2-2 コミュニティ・プラント整備状況

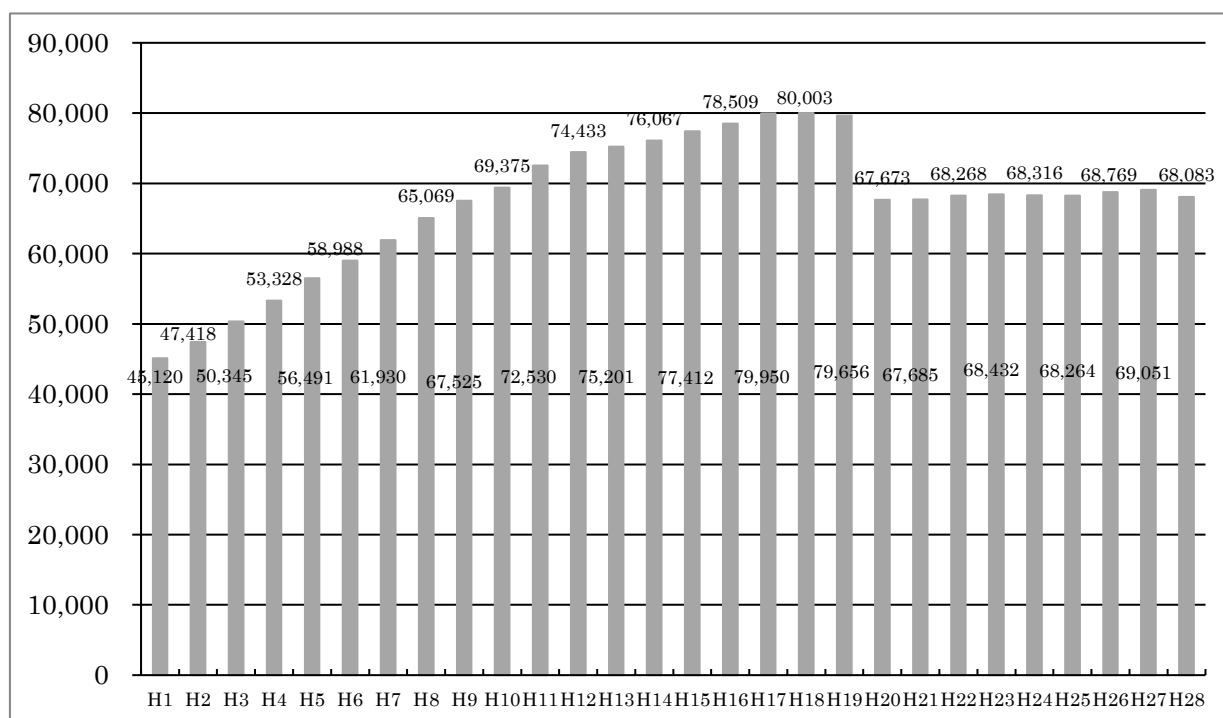
(平成27年度末現在)

市町村名	施設名称	計画処理人口	計画1日最大汚水量	管理体制	竣工年月	処理方式
松江市	朝日ヶ丘団地 地域し尿処理施設	1,490人	680 m ³ /日	委託	S63年3月	長時間ばっ気
益田市	久城団地 地域し尿処理施設	528人	381 m ³ /日	〃	S47年3月	〃
出雲市	武志団地 地域し尿処理施設	186人	124 m ³ /日	〃	S60年11月	回転板接触
浜田市	竹迫住宅団地 地域し尿処理施設	765人	400 m ³ /日	〃	S63年12月	長時間ばっ気
〃	笠柄住宅団地 地域し尿処理施設	678人	360 m ³ /日	〃	H2年3月	〃
〃	東福井団地 コミュニティ・プラント	208人	100 m ³ /日	〃	H8年3月	〃
隠岐の島町	奥津戸団地 コミュニティ・プラント	112人	55 m ³ /日	〃	H12年3月	接触ばっ気
雲南市	中山浄化センター	357人	234 m ³ /日	〃	H14年3月	回分式 活性汚泥
安来市	福頼団地 コミュニティ・プラント	91人	34 m ³ /日	〃	H26年8月	回分式 活性汚泥 その他
合計	9施設	4,415人	2,368 m ³ /日			

注) 接触ばっ気……………接触ばっ気処理方式 回転板接触……………回転板接触処理方式
 回分式活性汚泥…回分式活性汚泥処理方式 長時間ばっ気……………長時間ばっ気処理方式

4-2
環境への負荷の少ない
適正処理の推進

図4-2-1 年度別浄化槽の設置数（平成28年度末現在）



第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

表4-2-3 保健所別、人槽別浄化槽設置状況

(平成28年度末現在)

槽区分	人	5～ 10人	11～ 20人	21～ 50人	51～ 200人	201～ 500人	501人～	計
松江		5,446	354	384	181	39	48	6,452
雲南		5,400	176	261	82	25	26	5,970
出雲		13,776	810	1,123	239	78	49	16,075
県央		7,389	425	581	187	42	29	8,653
浜田		12,736	952	1,107	295	81	36	15,207
益田		11,149	711	875	261	49	27	13,072
隠岐		2,209	155	181	73	25	11	2,654
合計		58,105	3,583	4,512	1,318	339	226	68,083

(3) ごみ処理

平成27年度末におけるごみ処理施設（焼却）の整備状況は、表4-2-4のとおりです。

ごみは、最終的に埋立処分を行うこととなりますが、建設費や処理費用の高騰、用地確保の困難性や再資源化等をより一層推進するために分別収集しなければなりません。このため、リサイクルプラザ等の施設整備を計画するなど、より最新のごみ処理施設の設置を推進する必要があります。

「容器包装リサイクル法」に基づく「第7期島根県分別収集促進計画」における分別収集実施市町村数等は、表4-2-5のとおりです。また、平成27年度の分別収集と再商品化の状況は、表4-2-6のとおりです。

表4-2-4 ごみ処理施設（焼却施設）整備状況（平成27年度末現在）

設置主体	処理能力 t / 日	備考
松江市	255.	熔融施設
安来市	52.0	休止中
出雲市	218.	熔融施設
雲南市・飯南町事務組合	30.0	ごみ燃料化施設
奥出雲町	20.0	
邑智郡総合事務組合	12.0	
浜田地区広域行政組合	98.0	熔融施設
益田地区広域市町村圏事務組合	62.0	
隠岐の島町	25.0	
西ノ島町	10.0	
海士町	7.0	
知夫村	1.6	
合計	790.	12施設

表4-2-5 第8期島根県分別収集促進計画に基づく分別収集実施市町村数等

品目名	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン
無色のガラス製容器	18	1,414	19	1,450	19	1,435	19	1,425	19	1,412
茶色のガラス製容器	18	1,369	19	1,398	19	1,382	19	1,372	19	1,358
その他の色のガラス製容器	18	884	19	898	19	905	19	913	19	919
紙製容器包装 製容器包装	7	749	7	734	7	719	7	717	7	711
ペットボトル容器	19	1,107	19	1,106	19	1,105	19	1,102	19	1,097
プラスチック製容器包装	11	3,367	12	3,371	12	3,325	12	3,311	12	3,285
スチール製容器包装	19	463	19	460	19	455	19	451	19	446
アルミニウム製容器包装	19	906	19	904	19	898	19	896	19	890
段ボール製	16	4,523	16	4,483	16	4,445	16	4,429	16	4,410
紙パック	15	214	15	214	15	213	15	213	15	211
合計		14,997		15,018		14,881		14,831		14,739

表4-2-6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

品目名	分別収集量			再商品化量		分別収集実施市町村数		
	平成28年度年間分別収集見込み量①(計画量)	平成28年度年間分別収集量②(実績量)	達成率②/①	年間再商品化量③	再商品化率③/②	平成28年度分別収集予定市町村数④	実施市町村数⑤	実施率⑤/④
無色のガラス製容器	1,588トン	1,285トン	80.9%	1,275トン	99.2%	18	18	100%
茶色のガラス製容器	1,546トン	1,156トン	74.8%	1,172トン	101.3%	18	18	100%
その他の色のガラス製容器	886トン	1,155トン	130.3%	1,158トン	100.2%	18	18	100%
紙製容器包装	754トン	548トン	72.7%	544トン	99.3%	7	7	100%
ペットボトル容器	1,154トン	887トン	76.8%	883トン	99.5%	19	19	100%
プラスチック製容器包装	3,367トン	3,350トン	99.5%	3,320トン	99.1%	11	11	100%
スチール製容器包装	576トン	390トン	67.7%	386トン	99.0%	19	19	100%
アルミニウム製容器包装	924トン	806トン	88.3%	806トン	100.0%	19	19	100%
段ボール製	4,483トン	3,460トン	77.2%	3,459トン	99.9%	16	16	100%
紙パック	180トン	119トン	66.1%	120トン	100.8%	15	15	100%
合計	15,460トン	13,156トン	85.1%	13,123トン	99.7%			

※実施市町村数は、平成29年3月末時点の数値。

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

(4) 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）

表4-2-7のとおりです。

表4-2-7 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）（平成27年度）

1人1日当たり総排出量（g／人・日）			リサイクル率（％）		
1位	美郷町	627	1位	雲南市	51.8
2位	邑南町	663	2位	吉賀町	39.2
3位	吉賀町	686	3位	邑南町	37.1
4位	雲南市	696	4位	美郷町	35.6
5位	安来市	742	5位	川本町	34.9
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
17位	海士町	1,284	17位	海士町	11.0
18位	隠岐の島町	1,384	18位	隠岐の島町	7.1
19位	西ノ島町	1,397	19位	西ノ島町	1.0

2 産業廃棄物対策【廃棄物対策課】

(1) 産業廃棄物処理計画

平成28年3月に策定した「第3期しまね循環型社会推進計画」において目標を定めて、産業廃棄物の発生抑制や再生利用及び適正処理を推進しています。

(2) 処理体系

産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者（排出者）の責任において自ら適正に処理しなければなりません。事業者自らが処理困難のときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理することができますが、この場合にあっても排出事業者は適正処理責任を負うことになります。

(3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等

産業廃棄物を適正に処理するためには、事業者あるいは産業廃棄物処理業者による処理施設の整備が必要です。平成27年度末における県下の産業廃棄物処理施設の設置状況は、表4-2-8及び4-2-9のとおりです。

産業廃棄物最終処分場の監視指導のため、6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果は表4-2-10のとおりで、すべての施設において放流水・浸透水及び地下水等とも基準以内の結果となりました。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は表4-2-11のとおりです。全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。

(4) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、事業者自身における処理体制の充実を図っていくことが必要です。一方、(一社)島根県産業廃棄物協会を中心として、健全な処理業者の育成を図っていくことも必要です。

平成28年度末における許可の区分別業者数は、表4-2-12のとおりです。

(5) (公財) 島根県環境管理センター

県民の環境保全に対する意識が高まるとともに、民間事業者による産業廃棄物処理施設の新規設置が困難な状況の中、公共関与により産業廃棄物処分場を確保し、産業廃棄物の適正処理を推進するという観点から、事業者、市町村、県が出損して(財)島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。施設の状況は、表4-2-13のとおりです。なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

表4-2-8 産業廃棄物中間処理施設設置状況（許可対象施設）（平成28年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	公 共	計
汚でいの脱水施設	2	3	0	5
汚でいの乾燥施設	0	3	0	3
汚でいの焼却施設	0	2	0	2
廃油の油水分離施設	0	1	0	1
廃油の焼却施設	0	3	0	3
廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	0	17	2	19
廃プラスチック類の焼却施設	1	3	0	4
木くず又はがれき類の破碎施設（みなし許可施設含む）	1	149	2	152
コンクリート固形化施設	0	0	0	0
水銀を含む汚でいのばい焼施設	0	0	0	0
シアンの分解施設	1	0	0	1
産業廃棄物の焼却施設（特定施設含む）	1	7	0	8
計	6	188	4	198

表4-2-9 産業廃棄物最終処分場施設設置状況（稼働中許可対象施設）（平成28年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	公 共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	9	1	10
管理型処分場	3	3	1	7
計	3	12	2	17

表4-2-10 産業廃棄物最終処分場（許可対象施設）監視指導調査結果（平成28年度末現在）

施設区分	調査施設数	調査対象	基準適合数	基準超過数
管理型処分場	3	放流水	2	0
		地下水等	3	0
安定型処分場	3	浸透水	3	0
		地下水	3	0

測定項目 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による測定項目等及びダイオキシン類（ダイオキシン類は管理型のみ）

表4-2-11 産業廃棄物焼却施設（許可対象施設）種類別の排ガス中のダイオキシン類濃度
H28.4.1～29.3.31の間に稼働中の施設

区分	施設数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)			
		平均値	中央値	最小値～最大値	
島根県内	合計	7 (3)	1.5 (0.14)	0.22 (0.0037)	0.00039～8.3 (0.00039～0.42)
	廃プラスチック類	4 (3)	0.16 (0.14)	0.11 (0.0037)	0.00039～0.42 (0.00039～0.42)
	汚泥	全て廃プラスチック類に含む			
	廃油	全て廃プラスチック類に含む			
	その他（木くず等）	3 (0)	3.3	1.4	0.19～8.3
	未測定等	2			

注) 1. () は新設の基準適用施設
2. 未測定等はすべて廃止済み若しくは休止中

(参考) 産業廃棄物焼却施設の排ガス中におけるダイオキシン類の排出基準

燃焼室の処理能力	新設の基準	既設の基準
4 t/時以上	0.1ng-TEQ/m ³	1 ng-TEQ/m ³
2 t/時～4 t/時	1 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
2 t/時未満	5 ng-TEQ/m ³	10ng-TEQ/m ³

表4-2-12 産業廃棄物処理業者数

(平成28年度末現在)

区分	産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内	1079	937	142 (14)	93	87	6 (3)
県外	687	681	6 (0)	149	149	—
合計	1766	1618	148 (14)	242	236	6 (3)

表4-2-13 クリーンパークいずも施設状況

(平成28年度末現在)

区分	管理型埋立地			安定型埋立地	全体
	第1期	第2期	第3期		
埋立面積	19千m ²	23千m ²	39千m ²	71千m ²	113千m ²
埋立容量	277千m ³	463千m ³	670千m ³	518千m ³	1,928千m ³
残余容量 (H29年3月末)	670千m ³			518千m ³	1,188千m ³

3 畜産に係る環境汚染の現況【畜産課】

畜産業は食料の供給源として重要な役割を担っていますが、他方では環境汚染の一因として取り上げられています。家畜排せつ物に起因する環境汚染に対する住民からの苦情の状況は、図4-2-2のとおりです。平成28年は14件となっており、近年は減少傾向で推移しています。畜種別の苦情発生状況を見ると、特に乳用牛が減少しています。また、苦情の種類別では悪臭が多い状況となっています。

4 家畜ふん尿処理対策【農産園芸課、畜産課】

(1) 土壌還元促進

近年、畜産は専門化による規模拡大が進んでいます。これと並行して家畜排せつ物の不適切な管理が生じることが無いよう、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正管理と利用を推進してきました。

畜産農家は、畜産公害の発生を防ぐために責任をもって家畜排せつ物を処理しなければならないことはもちろんですが、同時に有機質肥料として耕種農家に供給することも必要であり、雑草種子等の死滅や生育障害物質を含んでいないなど、良質で使い易い有機質肥料を生産・供給することが重要です。

また、家畜排せつ物の有効な利活用を促進するために、耕畜連携の取組みを一層推進することが必要です。

(2) 実態把握と指導体制の整備

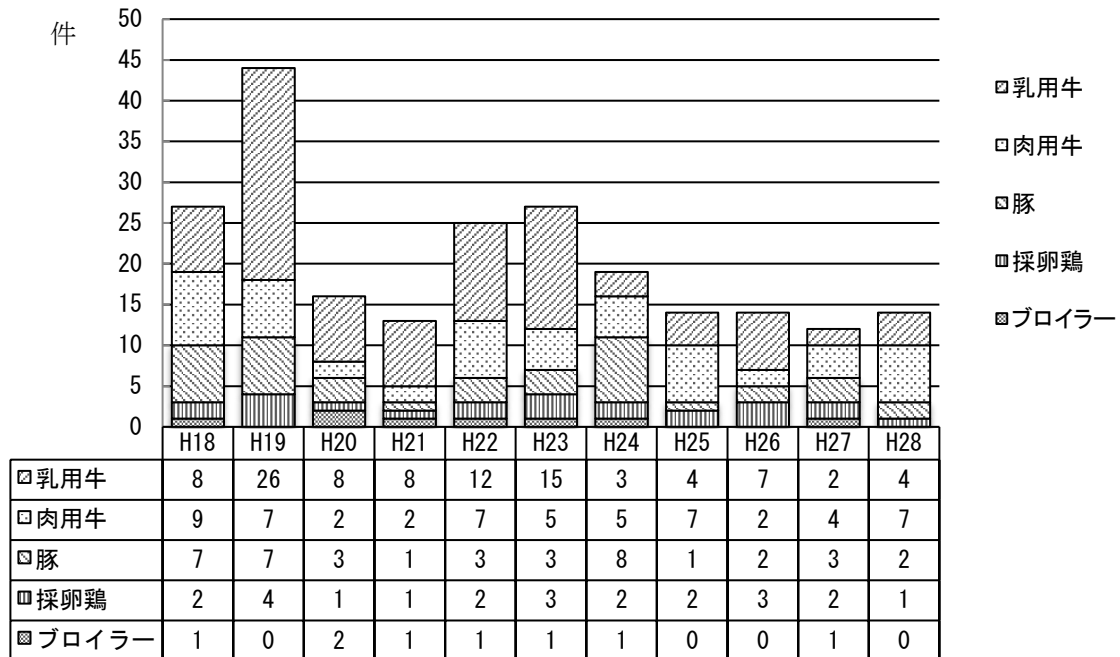
畜産環境保全対策機能分担は図4-2-3のとおりであり、各農林振興センター等が中心となって畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

(3) 助成・融資などの措置

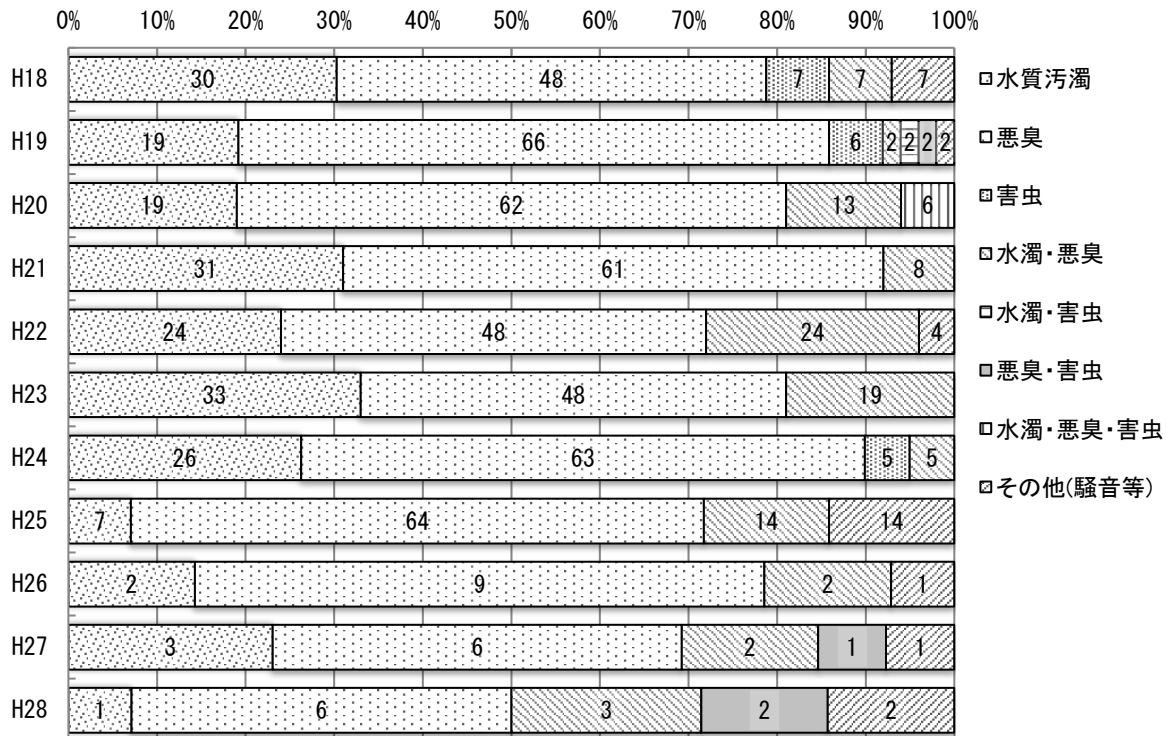
家畜排せつ物の適正な処理による環境保全のため、各種補助事業やリース、融資事業の活用を畜産農家等へ助言しています（平成29年度事業一覧は、図4-2-4のとおり）。

図4-2-2 環境汚染に対する苦情の推移

① 畜種別件数の推移 (件)



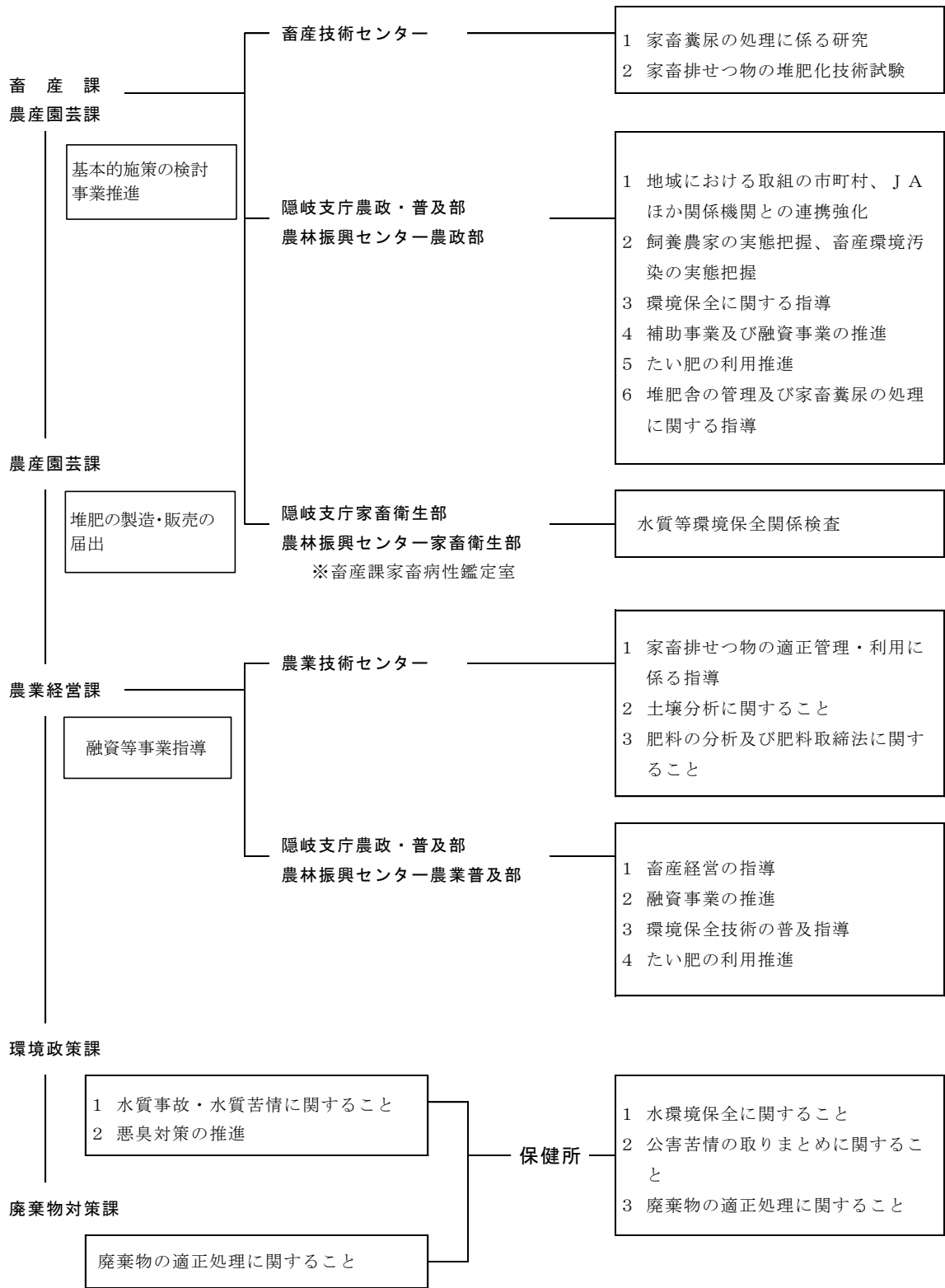
② 各苦情別割合の推移 (%)



4-2 環境への負荷の少ない
適正処理の推進

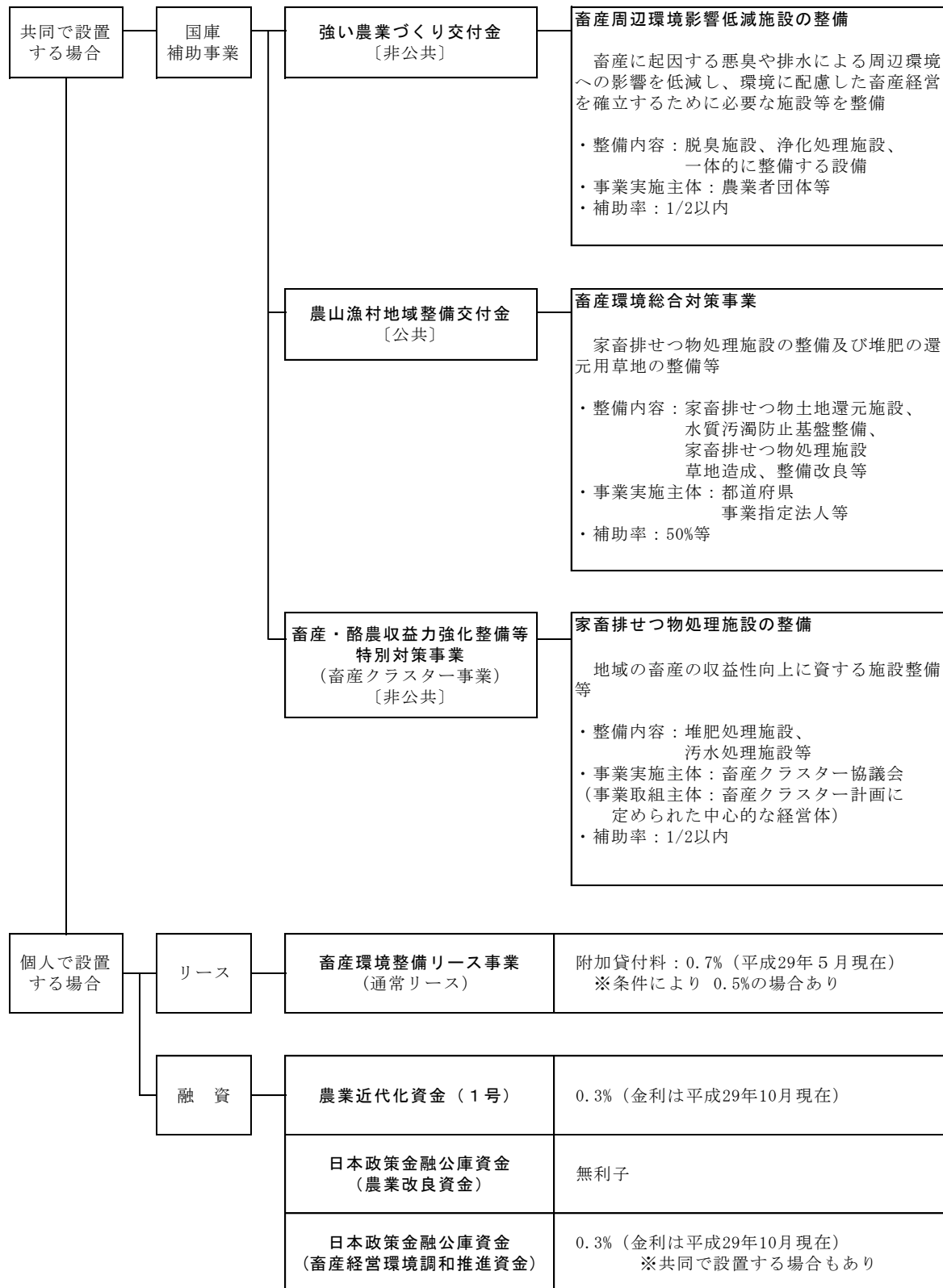
第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

図4-2-3 畜産環境保全対策機能分担



4-2 環境への負荷の少ない
適正処理の推進

図4-2-4 家畜排せつ物処理施設整備に係る主な事業と助成制度（平成28年度）



4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進